

令和7年度データ活用推進に向けた環境構築委託業務企画提案応募要領

本公募は、令和7年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は国交付金の交付決定がなされなかった場合、若しくは交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

沖縄県では、データ活用推進に向けた環境構築に係る委託事業者を以下の要領で広く公募します。

1 委託業務の目的

本業務は、行政・民間の様々なオープンデータの収集や、沖縄オープンデータプラットフォームの運用及び機能・内容拡充のほか、セミナー等による機運醸成、ハッカソン等の開催や企業におけるデータ利活用の実証支援等を通じ、データ利活用型ビジネスによるDXやイノベーション創出の促進を図り、県内産業の労働生産性の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 令和7年度データ活用推進に向けた環境構築委託業務

(以下、「本業務」という。)

(2) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

委託業務の目的達成に向けて、次のことに取り組む。

ア データプラットフォーム等に係る情報収集に関すること

イ データ収集等に関すること

ウ データ利活用の促進に向けた取組に関すること

エ データ利活用推進会議の設置及び運営に関すること

オ 沖縄オープンデータプラットフォームの運用及び機能・内容の拡充等に関すること

カ 持続可能なプラットフォームの運用に向けた取組に関すること

3 応募参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムで提案を行う場合には、代表法人がこの要件を満たすこと。

(2) 県が実施している「稼ぐ力」の強化やDX推進に関する施策等を十分理解するとともに、本事業の実施について県と密接に連携した取組ができること。

(3) 別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。

(4) 沖縄県、官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。

(5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。

- (6) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (7) コンソーシアムの場合は、代表法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (8) コンソーシアムの構成員は、本公募の他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、本公募に法人単体で応募することはできない。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (14) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。
- (15) 本事業終了後は、県内産業のDX推進やイノベーション創出等のため、自走化により沖縄オープンデータプラットフォームの継続的な運用を行う意思があること。コンソーシアムの場合は、構成員の少なくとも1者がこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

4 応募に係る業務内容

別添「令和7年度データ活用推進に向けた環境構築委託業務企画提案仕様書」のとおり

5 応募の手続き等

(1) 応募に係る質問

ア 受付期間 公告開始日～令和7年3月7日（金）15時

イ 質問方法 質問書【別添様式】によりメールで提出すること。（メールのみ受付）

ウ 送付先 ITイノベーション推進課代表メールアドレス

<aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp>

※(at)は@に置き換えてください。

※メール件名に「データ活用推進に向けた環境構築委託業務公募に関する質

問」と記載してください。

エ 回答方法 本公募の公告ページに掲載し、最終回答は令和7年3月11日（火）17時まで
に行う予定

(2) 提出書類の受付等

ア 受付期間 公告開始日 ～ 令和7年3月17日（月）15時まで

イ 提出書類 「6 提出書類等」に定める書類

ウ 提出方法 本公募の公告ページに掲載する応募フォーム（県の電子申請システム）から
提出すること。

(3) 注意事項

ア 電子申請システムからの提出にあたっては、代表企業の「GビズID（プライム）」を
使用すること。これにより難しい場合は、令和7年3月13日（木）までに本要領末尾の
問い合わせ先に連絡すること。

イ 電子申請システムは、期限前にログインし申請内容入力を開始しても、内容入力中に
期限を過ぎると申請ができなくなるため、時間に余裕を持って期限までに電子申請シ
ステムの操作を終えること。

6 提出書類等

(1) 応募書類及び提出部数

① 申請書類

ア 企画提案応募申請書 【様式1】

イ 会社概要表（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること） 【様式2】

ウ コンソーシアム構成書（コンソーシアムの場合に限る） 【様式3】

エ 類似・関連事業実績書（過去3年以内） 【様式4】

※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。

オ 執行体制図 【様式5】

カ 事業実施スケジュール表 （任意様式）

キ 経費見積書 【様式6】

ク 企画提案書 （任意様式）

ケ その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）

※ 提出にあたっては、上記「ア～キ」の順でまとめたPDFデータ及び「ク・ケ」をまとめた
PDFデータをそれぞれ提出すること。

② 添付書類

ア コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）【写】 （任意様式）

イ 誓約書 【様式7】

ウ 登記事項証明書【写】

エ 定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

オ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）

カ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

キ 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる
書類【写】

ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類【写】（加

入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式8】を提出すること。

ケ 応募時点で、応募者が、以下の条件を満たしている企業である場合は、その旨が分かる書類（「11 審査基準について」を参照）

- ①沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業
- ②沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業
- ③沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業
- ④中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業
- ⑤中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業

※ 提出にあたっては、上記ア～ケの順に1つのPDFデータにまとめること。

※ 上記イからケの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

※ ア、ウ、キ及びクの書類については、「7 参加資格要件確認書類」を参照のこと。

③ その他書類

ア 質問書 【様式9】

(2) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

7 参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付すること。写しを提出する場合は、印字が鮮明なものを提出するとともに、応募者において原本を保管すること。

(1) コンソーシアム協定書（写し可）

代表企業の権限として下記の権限を含めていること。

- ・本公募への応募に関し、共同事業体を代表して申請・提案書類の提出及び取り下げ、質問書の提出及び回答の受領、審査結果の通知の受領を行う権限
- ・本業務の実施に関し、共同企業体を代表して発注者と折衝する権限並びに共同事業体の名義をもって委託料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限

(2) 登記事項証明書

履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(3) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類

ア 都道府県が発行する都道府県税に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（その3の3）（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(4) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

ア 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）

- ・労働局からの領収済通知（領収印があるもの）

- ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
 - ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
 - ・労働保険事務組合からの領収書等
 - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (5) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
- ア 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（例）
- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
 - ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
 - ・領収済通知書（領収印があるもの）
 - ・社会保険料納入証明書
 - ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- イ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）
- 様式 8（社会保険に加入義務がないことについての申出書）

8 書類作成上の留意点

- (1) 次に掲げる内容を盛り込んだ企画提案書であること。
- ア 本業務を実施するに当たっての基本的な考え方
- イ 業務遂行体制（実施体制、スケジュールなど）
- ウ 「4 委託業務の内容」を網羅した実施内容及び実施方法を記載すること。
- エ 本事業終了後における、本業務受託者の自走化による本PFの継続的な運用の考え方についても記載すること。
- オ その他、業務目的に沿った効果的な提案について、その理由も含めて記載すること。
- (2) 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについては、以下のとおりとする。
- ア A 4 版横置き・横書きを基本とする。ただし、グラフや表等は必要に応じ A 3 版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- イ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ウ プレゼンテーションの時間については、応募者数によるため、参加者を確定した後に通知するものとする。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| (1) 公告期間 | 公告開始日から令和 7 年 3 月 17 日（月）15 時まで |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 7 年 3 月 7 日（金）15 時まで（【様式 9】をメール提出） |
| (3) 提出書類受付期間 | 公告開始日から令和 7 年 3 月 17 日（月）15 時まで |
| (4) 審査日程等の通知 | 令和 7 年 3 月 21 日（金） <予定> |
| (5) 企画提案審査（プレゼンテーション） | 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 <予定> |
| (6) 審査結果通知 | 令和 7 年 4 月 1 日（火） <予定> |
| (7) 契約締結 | 令和 7 年 4 月 1 日（火） <予定> |

10 委託事業者の選定方法について

(1) 書類等確認

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、令和7年3月21日（金）までにその後の審査日程等について通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 沖縄県商工労働部内に設置する「データ活用推進に向けた環境構築委託業務」企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者自ら、申請時に提出した資料に基づき、提案内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査委員会においてその内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。ただし、審査委員会委員長が必要であると認めるときは、プレゼンテーション審査を行わず、書面による審査を行う場合がある。また、審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

イ 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者とITイノベーション推進課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。なお、委託契約の締結を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。

ウ 審査の概要

(ア) 日時：令和7年3月28日（金）午前　　＜予定＞

(イ) 場所：沖縄県庁内会議室　　＜予定＞

(ウ) 説明内容：提出した書類に基づき行うこと。

(エ) 説明者：2名以内

※日時及び場所は、参加者確定後に通知する。

※応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

エ 結果の通知

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

11 審査基準について

審査においては、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

(1) 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

(2) 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

(3) 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

(4) 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(5) 総合評価

上記個別の審査項目を踏まえた総合評価。

なお、応募時点で以下に該当する企業については、審査において政策加点の対象とする。

- ①沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業
- ②沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業
- ③沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業
- ④中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業
- ⑤中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業

12 契約

(1) 契約の締結

委託候補者と業務委託の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

13 積算見積に関する要件

(1) 今回の企画提案応募については、68,222,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案応募に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

(2) 経費の区分

本委託業務の対象とする経費は、業務の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次のとおりである。

経費項目	内容
1 人件費	本委託業務に直接従事する者（以下「従事者」という。）の直接作業時間に対する人件費 （正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること。）
2 事業費	
(1)補助員人件費	本委託業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
(2)報償費	本委託業務を行うために必要な謝金（会議、講演会等に参加した外部専門家に対する謝金等）
(3)旅費	本委託業務を行うために必要な出張に係る経費

(4)需用費	本委託業務を行うために必要な物品（ただし、当該業務のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、印刷に関する経費等
(5)役務費	郵便料、通信・電話料等に関する経費等
(6)使用料・賃借料	本委託業務を行うために必要なクラウドサービスやソフトウェアの利用料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費や、本委託業務を行うために必要な会議等に要する会場借料等
(7)その他 必要経費	本委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
3 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費や、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費 (例) ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定、広告掲載等
4 一般管理費	本委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 (1人件費＋2事業費)×10/100以内で計上する(小数点以下切り捨て。)
5 消費税	(1人件費＋2事業費＋3再委託費＋4一般管理費)×消費税率 小数点以下の端数が出た場合は切り捨てること

- (3) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、本委託業務を実施するに当たって一切の費用を積算すること。
- (4) 各経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。1円未満の端数については切り捨てるものとする。（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照。）

14 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 応募要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（ITイノベーション推進課）と委託事業者が協議するものとする。
- (9) その他詳細は、令和7年度データ活用推進に向けた環境構築委託業務企画提案仕様書による。

【問い合わせ・書類提出先】

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

リゾテック推進班 担当：野原

TEL／098-866-2503 FAX／098-866-2455

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2（沖縄県庁 8 階）